

令和7年度
第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会
次 第

日 時 令和8年2月5日（木）
午後2時から
場 所 川越市保健所
2階大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について
- (2) 道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件について
- (3) 道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件について
- (4) 登録事項変更に係る報告案件について
- (5) 実績報告案件について
- (6) その他

4 閉 会

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について

○会長 それでは、議事に入る前に、この協議会は原則として公開になります。このため、事務局に本日傍聴希望者を確認いたします。希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 本日傍聴者はありません。

○会長 傍聴者はなしということでございますので、早速議題に入らせていただきます。

議題の(1)、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件に移ります。更新登録申請に係る協議案件は、本日5件でございます。

今回の更新案件計5件につきましては、全て利用者が1人で公共交通機関を利用できないことを事前に事業者から確認をしております。

なお、審査資料4、和光市の特定非営利活動法人の介護サービスにつきましては、更新登録申請とともに、変更登録申請を併せて協議いたします。

また、本日の会議内容につきましては、議事録作成のため録音をさせていただきます。説明される事業所、事務局、またご質問をされる委員の皆様につきましては、発言の際につきましてはマイクを受け取り、所属とお名前を言ってから発言のほうをお願いいたします。

また、説明の前に、次の協議案件の事業者様におかれましては、答弁席の横でご準備いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了いたしましたら、ご退席いただいて大丈夫です。

それでは、初めに審査資料1、川越市の特定非営利活動法人あいにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（川越市） 川越市障害者福祉課です。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人あいの更新登録申請について、事業所より説明いたします。

なお、審査資料41ページについて差し替えがありましたので、机上の資料をご確認ください。よろしくお願いいたします。

○事業所 更新に関する概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称は特定非営利活動法人あい、住所は川越市上野田町49-13、代表者は石川清子でございます。事業所の名称は、あい介護センター、住所は川越市上野田町49-13でございます。この事業の開始につきましては、平成18年3月に初回登録を行っており、今

回で7回目の更新になります。

続きまして、会員数の推移につきまして、前回登録は80名となっており、現在では77名となっております。

車両につきましては、車椅子車が6台、兼用車1台、セダン車が10台となっており、総数17台、前回登録時と変更はございません。

続きまして、運行管理体制で配慮していることですが、出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、対面による職員の体調確認、自動検査装置による体温測定、アルコールチェックの実施をしております。また、無理のない運行スケジュールを組んでおります。初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

また、自動車車検証、保険証券の有効期限につきましては、書類を添付しておりますが、期限間近なものはありません。保険証券の有効期間につきましては、令和7年11月1日から17台委託管理をしております、1年間の有効期間となっております。

弊社は、車両を5台以上保有しております。運行管理者基礎講習を1月に修了し、一般講習を受けべく準備中であることは、付属の領収書のとおりでございます。

NPO団体として、事業内容の明確化のため、福祉有償運送及び生活サポート事業による送迎を明記する上で、定款の変更を行っております。現在、川越比企地域振興センターに提出しており、完了後は、速やかに法務局へ提出予定です。

簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。

○事務局（川越市） 以上になります。

それでは、ご審議をお願いします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○委員 旅客収受の対価について、ストレッチャーの料金を書いてあります。車検証を見ると、ストレッチャー用の車両が見当たらないのですけれども、私の見落としであるか教えていただきたいです。

○事業所 ストレッチャー使用の車両については、ハイエース1台を所有しており、ここに書かれている内容では兼用車として登録させていただいております。

○委員 車検証の中に、その車両も入っているのですね。

○事業所 入っております。

○委員 何番目の車両ですか、ページ数は。

○事業所 車検証の記録事項の一番最後にあり、ハイエースです。

○会長 車検証ですと36ページですね。

○委員 分かりました。失礼しました。

それと、ページ5番目の定款、それから登記簿謄本、運送事業の項目がありません。

○事業所 こちらにつきましては、修正したものを現在申請中という形です。

○会長 先ほどの説明で、特定非営利活動法人の定款を修正中で、川越比企地域振興センターに届出をしており、確認が終わった後法務局に出すという説明がありました。修正したものをもって登録を行うということでございます。

○委員 はい、承知しました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○会長 それでは、ご質問ないようでございますので、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人あいにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長 ありがとうございます。

それでは、協議が調いました。特定非営利活動法人あい様、ありがとうございます。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

入間市の社会福祉法人茶の花福祉会につきまして、入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（入間市） 入間市障害者支援課です。着座にて失礼いたします。

今回、茶の花福祉会レスパイト大樹の更新についてご説明いたします。運送の主体は、社会福祉法人茶の花福祉会、住所は入間市上小谷田3-2-21-1、代表者名は高橋科義となります。事務所の名称は、レスパイト大樹です。

運送の区域は、狭山市、川越市、所沢市、入間市、飯能市、毛呂山町となります。

役員の全員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を確認しております。

旅客の範囲としましては、身体障害者112人、知的障害者177人、精神障害者48人の計337人です。

会員の居住地は、入間市173人、狭山市90人、所沢市51人、川越市14人、飯能市8人、毛呂山町1人となっております。

運送対価は時間制を採用しており、初乗り30分以内900円、以後30分当たり900円加算となります。運送の対価以外の対価は、延長料450円を設定しております。

使用車両は、全て所有車両となりまして、27台。内訳は、車椅子車12台、セダン等15台となります。

運転者の人数は51人で、全員が福祉有償運送運転者講習受講済みとなります。なお、免許証、資格証につきましては、事務局で確認済みです。

運行管理体制、整備管理体制、事故対応につきましては、それぞれの責任者が就任または選任されており、体制も整っております。

また、損害賠償措置として、各車両とも対人対物ともに無制限の保険に加入しており、有償運送での適用確認済みとなります。

ここで、書類の修正をご報告させていただきます。2点ございまして、1点目はページ数3の様式第2-2号、5の事業所の住所が誤っておりまして、グループホームさやま大樹第2の狭山市狭山174-1が地番で、正しくは申請の概要にも表記しております狭山市狭山32-19です。こちら修正して提出予定です。

それから、ページ数148の運行管理マニュアルなのですが、こちらの2、組織の整備管理責任者のうち表記されている名は整備業者の名称で、正しくは運行管理責任者と同じ方が整備管理責任者にも就任しております。運行管理体制の書類についても同様に修正して、県に提出する予定です。修正点は以上となります。

事業所のほうに内容説明をお願いします。

○事業所 よろしくお願ひいたします。

当事業所につきましては、平成18年3月に新規登録を行い、今回が7回目の更新となります。

会員数の推移につきましては、前回更新時と比べて利用会員数は増加しております。

使用している車両台数は、26台から27台に増えております。

前回更新時以降、事故、また苦情等ございません。

運行管理体制で配慮していることにつきましては、日頃から安全に運行できるよう運転手との連携を密にし、無理のない運行スケジュールを組んでおります。また、運転手同士で定期的なミーティングを行うとともに、月に1回職員会議を開催し、活動の様子や情報共有しながら安全に運転業務を行っております。なお、法令にのっとり運行チェックを実施し、体調管理を徹底しております。

また、送迎出発後、急な変更に対応できるよう、常に運転者と連絡が取れるよう業務用の携帯電話を所持してもらいながら運行業務を実施しております。

簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○副会長 2点お聞きしたいことがあります。1点目は、茶の花福祉会さんはそれぞれの事業所の車両台数が5台未満の配置で、運行管理責任者を置かなくてよく、運行管理の責任者の講習も受講しなくてよいのですが、台数が多いので1人は講習を受講してもらいたいです。法的には受講する必要はないのですが、指導的な立場にいる人が1人いた方がよいと思います。

2点目は、利用者が身体障害の人から知的障害の人までたくさんいると思いますが、この中でトの部分の、例えば手帳持っていないけれども身体障害にあたるような方は現在会員にいないということでしょうか。トにも丸をつけておいていただければ、そのような方のカバーもできるかなと思っています。

○事業所 現状、児童の方の利用が増えております。今、発達障害、軽度知的障害の方、いわゆる障害者手帳を所持していない方の利用が増えてきております。そのような方にも登録をしてご利用いただいておりますので、トについては項目に付するかどうか、事業所に持ち帰って法人とも話をして検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副会長 旅客の範囲を拡大できるのは運営協議会で了解を取ってからになるので、次回の協議会で協議にかける流れになります。

運行管理の講習についてはいかがでしょうか。

○事業所 受講の必要性があることは認識しておりますので、事業所に持ち帰って検討させていただきます。ご意見ありがとうございます。

○会長 他にご質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料2、入間市の社会福祉法人茶の花福祉会につきまして、協議が調ったということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

社会福祉法人茶の花福祉会様、ありがとうございました。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。

和光市特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコにつきまして、和光市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（和光市） 和光市障害福祉課です。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコの更新登録申請につきまして、本日事前提出資料から差し替えがございます。変更点につきましては、別紙にございますように、車検証及び損害賠償保険の終期が間近だったもの、もしくは1月で切れていたものについて手続が終わりましたので、書類を差し替えさせていただきました。

それでは、事業所より概要説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事業所 和光市の特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコです。よろしくお願いいたします。

まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ、住所は和光市下新倉2丁目1番27号、代表は山本恵子です。事務所の名称は、特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ、事務所の位置は、和光市下新倉2丁目1番27号です。事業の開始時期は、平成18年3月です。

現在の利用者会員数につきましては、96人でございます。前回更新時の会員数は87人だったので、9名増加しております。

使用車両台数につきましては、車椅子車が6台、セダン等が10台の合計16台です。これらの車両は、所有が11台、持込み5台となっております。

続きましては、運行管理体制で配慮していることがあります。出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、忘れ物等がないかを確認して、あと対面による職員の体調管理、確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

○副会長 46ページの運行管理責任者の部分で、資格の種類に安全運転管理者と記入がありますが、今は運行管理責任者の資格が必要です。車両5台以上の場合、運行管理に関する講習の受講義務があります。

○事業所 運行管理責任者の資格を取っていれば問題ないということですか。

○副会長 そうですね。運行管理責任者の資格を取る点が、去年から変更になりました。

○事業所 修了証の確認をしております。

○副会長 大丈夫ですね。分かりました。

○会長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

○委員 定款第5条、5ページと12ページの部分で、事業の内容が記載されていません。

○事業所 事業の種類のところでは、障害児(者)のためのレスパイト事業に含まれているのですが、有償運送事業の項目を入れるためには総会で議決する必要がありますので、次回の更新時までに事業部分に示すようにしていきたいと思います。

○委員 はい。もう1点、86ページの料金の対価のうち、何を根拠に待機料金を15分270円にしたのですか。

○事業所 これは、埼玉県の最低賃金を使っています。変更したときより最低賃金は現在上がっておりますが、この270円はその当時の4分の1の金額です。

○委員 承知しました。

○会長 ありがとうございます。

他にご質問ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、ご質問は出そろいましたので、審査資料3、和光市の特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、協議が調いました。

特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ様、ありがとうございました。

続きまして、審査資料4に係る協議案件に移ります。

和光市の特定非営利活動法人ののか介護サービスにつきましては、更新登録申請とともに変更登録申請を併せて協議を行います。

和光市事務局及び事業者様から概要説明のほうをお願いいたします。

○事務局（和光市）引き続きよろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人ののか介護サービスの更新登録申請及び運送区域の変更につきまして、事業所より説明させていただきます。

○事業所 特定非営利活動法人ののか介護サービスです。よろしくをお願いいたします。

まず、運送の主体につきましては、名称は特定非営利活動法人ののか介護サービス、住所は和光市白子3丁目16番1号、理事長は笠間明美です。事業所の名称は、特定非営利活動法人ののか介護サービス、事業所の位置は和光市白子3丁目16番1号です。事業の開始時期は、平成15年5月16日です。

現在の利用者会員数につきましては、60人おります。前回更新時の会員数は151人だったので、減員しております。

使用車両台数につきましては、車椅子車が2台、兼用車が4台の合計6台です。これらの車両は、全て所有となっております。

続きましては、運行管理体制で配慮していることがあります。出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、忘れ物等がないかを確認し、対面による職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

また、損害賠償保険の有効期限につきまして、一部期限間近なものがありますが、現在対応中であり、必ず有効期限内に更新を行います。

また、運送の区域の変更につきましては、これまでは和光市、朝霞市、新座市の範囲で行っていましたが、会員様のニーズにお応えし、今回の更新より志木市も運送の範囲に含めたいと考えております。

簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○委員 運送区域を志木市まで広げたいということで、理由と、新しい道を走ることになると思うので、運行体制について伺いたいです。また、ほかの業者さんとの兼ね合いは大丈夫でしょうか。

○事業所 お答えいたします。

現在、志木市の方の要望が事業所来ております。和光から志木まで距離がありますが、一部ながらどうしてもやってほしいというような方のみに、今のところ対応しようかなと考えております。

新しい道なのですけれども、何度も同じような試行運送を行いまして、事故のないように運行していく所存であります。

○委員 ありがとうございます。ほかの業者さんとの兼ね合いは大丈夫でしょうか。

○事業所 回答いたします。ほかの業者さんと連携をしながらうまく対応していき、また事業所内でさらに検討していきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

○副会長 安全運転管理者の記載がある方がおりますが、運行管理責任者の資格が必要になってきますので、持っていないようだったら早急に受けていただいて、運行管理責任者の資格を取っていただきたいと思います。

○事業所 運行管理責任者の資格は持っています。

○副会長 では、安全運転管理者ではなくて運行管理責任者と書いていただきたいと思います。

○会長 それでは、28ページですね。資格の種類については修正をお願いします。

他にご質問ございますでしょうか。

○委員 ご報告ありがとうございます。先ほど志木市の利用者の方ということで、志木市としては利用者の方の希望があるということでしたら大変ありがたいなと思いますが、見込みとしてはどれくらいの方が利用予定でしょうか。また場所でいうと、志木市の駅が近い本町とか、駅から離れている宗岡地区とか、どの辺りの方が希望されているか、差し支えなければ教えていただければなと思います。

○事業所 回答いたします。半年に1名または2名ぐらいの人数の予定です。

また、地域につきましては、宗岡であったり、中宗岡、上宗岡という和光に近いような地域の方でご要望がございます。

以上となります。

○委員 ありがとうございます。

○会長 他にご質問ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料4、和光市の特定非営利活動法人ののか介護サービスにつきまして、協議が調ったということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

特定非営利活動法人ののか介護サービス様、説明ありがとうございます。

続きまして、審査資料5に係る協議案件に移ります。

新座市のNPO法人すまいるにつきまして、新座市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（新座市） 新座市障がい者福祉課です。着座にて失礼いたします。

NPO法人すまいるの更新登録につきまして、事業所より説明させていただきます。

○事業所 よろしく願いいたします。

それでは、更新登録申請の審査資料5を御覧ください。まず、運送の主体につきましては、名称はNPO法人すまいる、住所は新座市東北2丁目17番1号神谷ハイツ101号室、代表者は佐野雅之です。事務所の名称は、NPO法人すまいる、事務所の位置は新座市東北2丁目17番1号神谷ハイツ101号室です。事業の開始時期は、平成21年4月23日です。

現在の利用会員数につきましては109名おり、前回の新規登録時100人と比較しますと増加している現状です。利用件数につきましては、1日当たり平均して15件程度の利用がございます。

使用車両台数につきましては、車椅子車が6台、回転シート車が1台、セダン等が5台の合計12台です。なお、12台全て所有車両となります。

これまでに事故及び苦情の発生はございません。毎日スタッフの対面点呼、健康確認を確実にしながら、安全に運行ができるよう運行管理マニュアルを策定しております。常に利用者様の安全安心を心がけて運転をしております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合もございます。その際には、運行管理の責任者の代表者の代行者が主体となるようにしております。

○事務局（新座市） 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○委員 定款と謄本に福祉有償運送の記載がありません。

○会長 ご意見ありがとうございます。

こちらについて、説明のほうお願いできますでしょうか。

○事業所 定款の第5条、先ほど種類の中に、(5)、子供、障害者、高齢者及びその家族の福祉に関する事業に福祉有償運送を含めているという形になっておりますので、そこでご理解いただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員 しかしながら証明になる有償運送事業の項目が載っているデータや関連資料が見当たりません。5ページと、16ページです。

○副会長 定款についてですが、有償運送は一つの事業としてやっているのです、ほかの中に含む形は避けてほしいです。今すぐでなくていいので、定款変更時に有償運送の事業を行っているということに変更していただけますか。

○事業所 次回、定款変更の際は、その旨記載するよう進めてまいりたいと思います。

○事業所 はい、承知いたしました。

○会長 ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、審査資料5の新座市のNPO法人すまいるにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

NPO法人すまいる様、ありがとうございました。

(2) 道路運送法第79条の7(変更登録申請)に係る協議案件について

○会長 続きまして、議題(2)、道路運送法第79条の7(変更登録申請)に係る協議案件でございます。こちらにつきましては、先ほどの、ののか介護サービスの1件でございます。更新登録申請と併せて協議済み案件でございますので、割愛をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

(3) 道路運送法第79条の8(対価の変更申請)に係る協議案件について

○会長 続きまして、議題(3)、道路運送法第79条の8(対価の変更申請)に係る協議案件に入らせていただきます。対価の変更に係る協議案件につきましては、2件でございます。

初めに、審査資料1、所沢市社会福祉法人藤の実会につきまして、所沢市事務局及び事業者様からご説明をお願いいたします。

○事務局(所沢市) 社会福祉法人藤の実会の対価の変更申請について、事業所よりご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○事業所 本日はお時間をいただき、ありがとうございます。

本日は、当法人が実施しております福祉有償運送における対価の算定方法の整理についてご報告をさせていただきます。

初めに、今回の見直しにつきましてですが、利用者の皆様にご負担いただく金額自体の変更はございません。今回の見直しは、対価の金額を変更するものではなく、算定の考え方及び表記を整理したものととなります。整理の詳細につきましては、事前に提出させていただいている変更報告書に記載のとおりです。

今回の見直しに至った背景としましては、従来の料金表においてガソリン代と輸送費で一律の金額を算定していたことにより、利用距離や利用時間との関係が分かりにくいとのご指摘を受けたことが

ございます。そのため、利用実態に即した考え方が伝わるよう表記及び算定の考え方について整理を行いました。具体的には、従来の金額水準は維持したまま、ガソリン代という表記を改め、基本料金を設定した上で、距離及び時間の考え方を併用した算定方法へと整理しております。これにより、利用内容に応じた料金構成が分かりやすくなっており、合理的に理解していただける対価体系とすることを目的としております。

なお、今回の算定方法の整理に当たりましては、利用者様及びご家族様に対し、事前に文書等を用いて説明を行い、金額に変更がないことも含めて、2月中に周知を行う予定でございます。今後も入間東地区協議会の皆様、関係機関の皆様と連携を図りながら、法令を遵守し、安全で安定した輸送サービスの提供に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、対価の算定方法の整理に関する報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

○副会長 この件に関して前回の協議会で議論がありましたが、今説明にあったとおりガソリン代とすると実費という考え方になってしまうので、今回の形のように距離制料金として記載していただくということで理解したいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料1、所沢市社会福祉法人藤の実会につきましては、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

社会福祉法人藤の実会様、ありがとうございました。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

所沢市社会福祉法人皆成会につきまして、所沢市及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（所沢市） 引き続き、所沢市役所障害福祉課です。

社会福祉法人皆成会の対価の変更について、事業所よりご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○事業所 よろしくをお願いいたします。

私どもも、先ほどの藤の実会様と同じで、金額の変更はございません。時間制だったものを、時間制と距離制の併用にさせていただきます。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○会長 ご質問ないようでございますので、審査資料2、所沢市社会福祉法人皆成会につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

社会福祉法人皆成会様、ありがとうございました。

(4) 登録事項変更に係る報告案件について

(5) 実績報告案件について

○会長 続きまして、議第(4)、(5)、登録事項変更に係る報告案件及び実績報告案件につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 議題(4)、登録事項変更に係る報告案件につきましては、住所変更、車両の増減、代表者の変更等に係る報告が合計7件、議題(5)、実績報告案件につきましては、令和7年度上期の輸送実績の報告が56件ございます。いずれも、必要な添付資料で確認済みの案件であります。内容につきましては、資料のとおりでございます。

○会長 ありがとうございます。

事務局から説明があったとおり、以上、登録事項変更に係る報告とさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

(6) その他

○会長 次に、議題(6)、その他でございます。その他議題におきまして、来年度、令和8年度以降の協議方法について事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。

その他議題において、皆様にお諮りする内容として、昨年度からアンケートを実施し、ご意見を賜りました「更新登録」に関する簡素化する資料及び協議方法についてです。

まず、簡素化する資料につきまして、経緯を説明させていただきます。国土交通省より発出されております「福祉有償運送の登録に関する処理方法について」から更新登録申請の前後においてその内容に変更がない場合に限り省略できるものとしてお示しがございました。これに基づき、更新登録申

請での資料の簡素化を行うものです。

それでは、実際に提出書類の省略できるものについて、ご説明をさせていただきます。

【省略可能なもの】

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員名簿
- 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類として
 - ・自動車検査証の写し
 - ・持ち込みの場合の使用者と申請者との契約書
- 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿として

【福祉車両】

- ・運転免許証の写し
- ・国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）の終了証の写し

【セダン型車両】

- ・介護福祉士の登録証の写し
- ・国土交通大臣が認定する講習（セダン等運転者講習）の終了証等の写し等
- ・国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類の写し
- 運行管理の体制等を記載した書類
- 運送しようとする旅客の名簿・身体状況等態様ごとの会員数
- 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類として
 - ・保険証券の写し、保険明細書の写し等（保険証券の写し等が添付できない場合は、宣誓書）
- 運行管理マニュアル

こちらが省略可となっております。

簡素化したい資料については以上となります。

続きまして、更新登録申請における協議の方法についてご説明させていただきます。こちらにつきましても、国土交通省より発出されています「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」から「更新登録を行う場合は、意見公募形式を原則とする」というお示しがございました。これに基づき、入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会としての協議方法をご説明させていただきます。

意見公募形式についてですが、更新の登録を行うことについて構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該方針に係る協議が調ったものとみなす協議形式となっております。今後、入間東地区としてどのような協議方法を取っていくか、ご案内いたします。

まず現在の更新の流れについてですが、はじめに運送事業者様から構成市町の事務局に対して更新書類を提出しております。その後、市町の事務局が内容を確認し、概要を作成したうえで、協議会事務局に書類を提出しております。

その後、協議会は集まった資料を取りまとめて、委員の皆様へ書類を送らせていただいております。このような場を開催し協議をしていただいております。その協議結果を審査結果として通知させていただきます。事業所は最終的に協議が調った書類を添付し埼玉県に書類を提出する流れとなっております。

次に意見公募についての流れについてご案内をさせていただきます。事務の流れとしては、今まで同様、書類の提出と構成市町事務局への書類を提出し、協議会事務局へのやり取りを行うということには変わりません。変更点としては、その後、委員の皆様へ提出書類の内容を確認いただき、異議があるかどうかを確認いただく形になります。

異議がなければ、協議が調ったものとして、審査結果を事業者様へお戻しし、万が一異議がある場合は、事業者様が協議会へ出席し直接異議の内容を確認していただくこととなります。

各ポイントでご案内をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、運送事業者から各構成市町の事務局に対して更新書類の提出を行う際に、資料の簡素化として何点か書類を省略できるというお話をしましたが、その内容が本当に更新の前後で変更がないか確認するためにチェックリストというものを作成いたしました。前後で変更がない場合、このチェックリストに変更なしとチェックしたうえで、書類を提出していただく形になります。その段階で、定款や車検証の情報などに変更がないことを確認し、事務局として内容に変更はないと判断させていただきます。

これを基に、資料が調っているかを各構成市町の事務局が内容を確認したうえで、協議会事務局、今年で言うと川越市、所沢市に情報を送る流れになります。

万が一、各市町の事務局及び協議会で内容確認する際に概要図だけでは分からないケースがあった場合、資料を追加で皆様へ送らせていただいております。内容のチェックをしていただきます。

内容に異議がある場合、協議会の事務局にその異議内容について教えていただく形になります。そこで事務局、構成市町、その運営主体の事務局で協議し、異議ありと判断される場合は、運送事業所の方にお伝えし、協議会へ出席していただくという流れになります。

また、異議の内容に関してですが、更新申請の根幹に関わる部分があった場合は異議としてご連絡ください。運送の区域、旅客の範囲、運送の種別や対価など、聞いてみないと分からないことがあれば、協議会にお越しいただき説明していただく形を取りたいと思っております。

また、誤字脱字や軽微な修正点があれば協議会の事務局にお話ししていただき、修正していただくから最終的に埼玉県へご提出いただくという流れを取りたいと思っております。

また、異議がなかった場合に関しては、各市町の事務局が概要を送ったあと回答をいただき、問

題なければ協議会事務局から構成市町事務局へ審議結果を送付し、構成市町事務局から運送事業者へ協議が調った証明の通知を送るという形になります。

基本的に意見公募という形なので、更新登録に関しては運送事業者をお呼びせずに協議を進めていきたいと考えております。令和8年度、来年度の第1回目から実施していきたいと思っております。まだ始まっておらず、どのようなご意見があるかわからないですが、気になる点等も含めて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上が事務の流れについてのご案内です。

最後に、異議がなかった場合に関して、国土交通省では最終的に協議会へ特に報告等は必要ないとしておりますが、入間東地区の協議会としては協議が調ったという報告はさせていただこうと思っております。他に軽微な修正や、情報共有に関しても、委員の皆様にお話しする場がないので、少なくとも協議会をご報告の場として取らせていただきたいと思います。

これで事務局の説明は以上となります。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がございましたが、ポイントごとに審議をお願いしたいと思います。まず、書類の簡素化です。これは国土交通省から示されて、事前に県と協議されていると思うのですが、提出書類の簡略化してよろしいかというのをまずお諮りいたします。

こちらについては、簡略化してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

では、2点目として、見直し後の更新登録に係る事務の流れでございますけれども、提出書類は運送事業者から構成市町村に行き、その後協議会の事務局が受け取り、意見公募という形を採用して書類を送る。期日までに回答をいただき、意見ないという場合は期間経過で回答になる。その場で協議が調ったものについては、書類にて証明して、次回の協議会で報告させていただくという流れになっております。

この流れで来年以降進めることとして、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、異議なしということで、よろしくお願いいたします。

3点目といたしまして、今事務局から説明がありましたとおり、意見公募のときに委員の皆様にお送りする資料、今のところ全ての資料を送っていたわけですが、次回以降、原則A4横向きで作っている概要のみをお送りさせていただき、それに至るまでの定款の確認などは、構成市町のほうでしっかりやっていただくということで、概要のみを送らせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

最後の項目でございますが、意見公募の協議が調った日にちについては、意見公募の回答期日、こ

れをもって、意見・回答しない場合も意見・回答なしということで、回答期日をもって協議が調った日としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、令和8年度からこの協議会において意見公募の運用を開始させていただきます。

運送事業者様の負担の軽減及びこの協議会の負担の軽減につながるように事務局としても頑張ってまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議題の（6）のその他で、他にご質問、ご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○副会長 今の更新登録の件に対しては良いのですが、新規登録に対しては運営協議会を開くということでもよろしいのですね。

○会長 はい。

他にご質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、皆様のおかげさまで令和7年度第3回協議会の議案審議につきましては、全て終了となります。皆様、長時間にわたりまして審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 事務局からでございます。

来年度からの協議方法について、皆様にお諮りいたしましたとおり更新登録申請におきましては、協議方法や提出する資料について簡素化を実施いたします。

最後に、本日の配付資料につきましては、事務局で回収させていただきますので、委員の皆様は資料を会場に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。なお、資料確認の際に申し上げましたように、更新登録申請にかかる協議資料の簡素化（イメージ）とチェックリストのみ回収はいたしませんので、お持ちいただいて構いません。

また、本日欠席された委員の方の配付資料につきましては、各市町の事務局において回収していただくようお願いいたします。

本年度の埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会は、今回をもちまして最後となります。改めまして、委員の皆様におかれましては、会議の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございました。本会議は、次年度以降も継続してまいりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。なお、来年度の幹事市は設置要綱に基づき狭山市及び入間市となりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、本年度の幹事市は所沢市及び川越市が務めさせていただきましたが、協議会の運営が不慣れで皆様にご迷惑をおかけしましたが、皆様の協力により幹事市としての責務を無事に全うすること

ができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長 皆様、お疲れさまでした。これで第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。